

【市長の基本政策について】

（質問）

市長の基本政策について伺います。自治基本条例に則って、市長は選挙公約をもとにした基本政策の進捗状況を公表されることとなっています。市長は所信表明においても、「公約で掲げた政策については、実現に向けての道筋を明らかにするよう各所管に指示を出し、市の基本政策として取り組んでまいります」と述べられました。しかし、言うまでもなく政策はあくまで手段であって、目的ではありません。つまり、政策が実行されたからといって、市長がそして、市民が期待していた効果や成果が得られるとは限らず、市長が公約に掲げられた政策を全て実行したからと言って、実際にまちや市民生活がよくなるとは限りません。例えば、基本政策に35人学級の推進がありますが、35人学級になる前後で、具体的にどのような変化、効果が得られているのでしょうか。また、基本政策には学習環境の充実がありますが、全児童生徒にタブレット端末が配布されたことで、具体的にどのような変化、効果が得られているのでしょうか。もちろん、公約で掲げられた政策を実現されること、実現に向けての道筋や進捗状況を明らかにされることは重要かつ必要なことです。しかし、手段の執行状況だけでなく、目的の達成状況を確認、把握、公表することも同様に重要かつ必要なことではないでしょうか。そこで、以前からも求めてきましたが、基本政策の進捗状況とともに、各政策を実行して、どれほどの効果が得られたのかについても数値化して市民に公表すべきではないかと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

＜答弁＞

基本政策の実現は、私が市民の皆さんとお約束した公約を実現することにつながります。その推進にあたっては、市民の皆様の声を聴きながら、全庁一丸となって取り組んでまいります。進捗状況を公表する際には、様々な指標やデータ等を用いて、できるだけ分かりやすくお示してまいります。

本市の35人学級の推進について数値化によりその効果を表すことは困難ですが、一般的に学級規模が小さいほど学習規律がよくなる、授業内容や学習意欲が高まる傾向になると言われており、本市においても同様の報告を受けております。また、児童生徒一人一台タブレット端末につきましても、各学校においてオンライン授業や日常での授業、家庭学習など、幅広く活用を図っており、その効果については、国の全国学力・学習状況調査や本市が独自に実施する児童生徒・教員へのアンケート調査などから確認してまいります。より分かりやすく伝えるという観点をもって、進捗管理に努めてまいります。

（意見・要望）

基本政策に掲げられている政策全てが数値やデータで効果や成果を示せるとは限らないことは理解します。ただ、先程、一例として挙げた35人学級の推進について数値化によりその効果を表すことは困難と答弁されましたが、果たしてそうでしょうか。例えば、少人数学級を進めることで、教員が児童一人一人に目が届きやすくなる、きめ細やかな指導や

対応がしやすくなると説明をされてきたかと思いますが、そうであれば、35人学級が導入される前後で、子どもたちの学力にどのような変化があるのか、調べることは可能ではないでしょうか。また、きめ細やかな対応ができるようになれば、教員が子どもたちの悩みや異変に気づきやすくなり、不登校や虐待、いじめ等の発見数や解決数が、35人学級の導入前よりも増加傾向にあるといったデータが出てこないでしょうか。さらに、少人数学級を進めることで教員の負担の軽減にもつながると説明されていましたが、それが正しければ、35人学級の導入前後で、教員の時間外労働の時間数を調べれば、その効果を証明できるデータがとれるのではないのでしょうか。市長からは、「基本政策の進捗状況を公表する際には、様々な指標やデータ等を用いて、できるだけ分かりやすくお示しする」との答弁がありました。引き続き、事業効果を市民に分かりやすく伝える方法を研究して頂くとともに、一つ一つの政策、事業の効果を可能な限りデータで分かりやすく示そうとする意識や意欲を全ての職員に根付かせて頂きたいと強く要望しておきます。

【地区計画と障害者グループホームについて】

(質問)

所信表明でもおっしゃられているように、SDGsで掲げる誰一人取り残さないみんなを支え合うまちづくり、これは豊中が様々な分野で先進的に取り組んでいく際に横串となってきた視点でもあります。ところが、この豊中において、地区計画の策定によって住宅地域にグループホームが設置できなくなるという動きがありました。この間、コロナの影響もあったかとは思いますが、今もって市内4地区においては地区計画内容の変更が行われずそのままになっています。

そもそもこの問題は小規模な障害者グループホームが実態としてなんら一般住宅と変わりがないにもかかわらず、大規模な高齢者グループホームの火災が多発した頃に、建築物としての防火基準の曖昧さを回避するため一括して「グループホームは寄宿舍」であるという分類に整理されたためであり、国の省庁間の調整不足が一因ではないかとも思えます。

そこで野村副市長にお伺いいたします。6月末まで厚生労働省におられ、省内の幅広い分野でお仕事をされてきたと思いますが、まずは豊中で起こった地区計画とグループホームの件についての見解をお聞かせください。また、関係省庁への働きかけをすることについての見解をお聞かせください。

<答弁>

戸建て住宅を活用したグループホームは、障害者にとって地域における住まいとして大変重要なものと認識しております。障害者をはじめ高齢者も含めて、誰もが住み慣れた地域で住み続けることができるような環境を整えることが必要であります。一方で地区計画については、昭和40年代の開発分譲当時からの戸建て住宅に限るという地域のルールを、良好な住環境を守るために地区計画に移行したもので、障害者グループホームの立地を規制する意図のものではないと理解していますので、4地区について地域と意見交換しながら、地区計画の見直しに向けて積極的に働きかけることが必要であると考えております。障害者グループホームの建築基準法上の取り扱いについて、本市は大阪府市長会を通じ、「寄宿舍」から「住宅」または「共同住宅」へ変更するよう、昨年度も国に要望を行っております。今後も必要に応じ、関係省庁と様々な意見交換を行う中で、要望を行ってまいります。

(質問)

野村副市長はこれまで、国の立場で仕事をされてきたわけですが、このグループホームの件のように、国と地方自治体で考え方や進め方で相反することもあったと推察いたします。これから副市長として基礎自治体の立場に立った市政運営に携わられるにあたり、どのような考え方で進めていかれるのか見解をお聞かせください。

<答弁>

国と基礎自治体は車の両輪であり、意見交換が大切と考えています。豊中市との関係も

現場の声を聴きたいと私からお願いしたことから始まっています。これからも市民、現場の声を聴きながら、一つ一つの課題を解決して市政を一步でも前に進めていきたい。

(意見・要望)

国で働いておられた経験を活かし課題の解決にご尽力いただけることが確認できたと思います。今後のご活躍に大いに期待しておきたいと思います。

【SDGsの理念である誰一人取り残さない みんなで支え合うまちづくりについて】

(質問)

市長は所信表明の中で、暴力は許さないという決意を語られましたが、世の中から犯罪がなくなることはなく、不運にも被害者になってしまう方もいらっしゃいます。犯罪被害者やその家族は精神的にも、身体的にも、経済的にも大きなダメージを受けることとなり、日常生活に戻ることはなく、様々な支援が必要です。現在、市は犯罪被害者の支援について、どのような取り組みを行っているか教えてください。市が把握している市内在住の犯罪被害者について件数を教えてください。

<答弁>

犯罪事件が発生した際、大阪府犯罪被害者等支援条例に基づく被害者支援調整会議が設置された場合には、被害者やその家族または遺族の方の同意のもと、生活状況や困りごと、必要な支援について情報共有を行っています。市としては、庁内関係課や社会福祉協議会等関係機関と連携しながら、必要な支援が受けられるよう取り組んでいます。また、国が支給する犯罪被害者等給付金の申請受付は、地元の警察署または警察本部となっています。該当者を効率的に制度につなぐため、犯罪被害者やその家族・遺族と接する機会を持つ警察から制度案内や手続きの説明がされています。大阪府の被害者支援調整会議への出席要請があった事案は、大阪府の条例が施行された平成31年4月以降、2件です。

(質問)

明石市や名古屋市などの先進事例では、犯罪被害者等支援条例を制定し、不幸にも犯罪被害者になった本人や遺族に対し、見舞金を拠出するなど支援体制を整えています。本市においても、こうした市民の方に対する支援を拡充するとともに、犯罪被害者支援条例をつくり、支援制度を創設していただきたいと考えますが、市長の見解はいかがでしょうか。

<答弁>

犯罪被害に遭われ、突然大変な状況に陥られた被害者やそのご家族にとって、心身に受けた影響の軽減を図るなど、必要な支援内容や、相談支援体制の構築については今後検証していきたいと考えています。市の条例や支援制度の創設については、国や府・当市の役割や課題の整理、既存のしくみの調整等を行いながら検討してまいります。

(意見・要望)

令和の時代になって、犯罪被害者支援の取り組みが全国の市町村で動き出し、先進的な取り組みが進んでいます。豊中市では今年度から骨髄ドナーの休業補償をクラウドファンディングにて実施するなど、市内のごく少数者が対象であったとしても、共感とともに支援する姿勢はたいへん素晴らしいと思います。犯罪被害者支援についても、遅れをとらないようしっかりと条例制定や支援制度を構築していただくことをお願いしておきます。

【個人情報流出防止について】

（質問）

個人情報流出防止について伺います。市長は所信表明の中で、「2期目の取り組みを進めるにあたり、3つの優先課題に取り組む」と述べられました。その中の一つが暮らしを便利に快適にする取り組みで、デジタル化を推進し、誰もがデジタルの恩恵を享受できるよう支援していくとのことでした。デジタル化は市民が好む好まざるに関わらず、進んでいくと思います。また、暮らしが便利に快適になることは多くの市民が望んでいることと思いますが、デジタル化が進むことは、同時に、市民の安心や安全を脅かしやすくなるリスクも孕んでいることを認識しておく必要があると思います。その顕著な事例として、先月、尼崎市で全市民の個人情報などが入った USB メモリーの外部持ち出し及び紛失事案が発生しました。そこで伺いますが、本市では同様の持ち出し事案を未然に防ぐ方策は講じられているのでしょうか。どのようなルール、取り扱い、マニュアルがあるのか、詳しく教えてください。

＜答弁＞

個人情報流出防止策ですが、本市においては、システム運用保守事業者や担当課が勝手にデータを持ち出すことはできない仕組みを確立しております。具体的には、原則として、外部媒体による個人情報等の持ち出しは禁止しており、仮に業務端末等に許可のない外部接続媒体を接続しても利用できず、接続を試みるなど不審な動きについてもログが残り、参照可能となっています。どうしても、媒体を使った運用が必要な場合は、目的と媒体名・データ内容をあらかじめデジタル戦略課に届出し許可を受け、媒体等を個々にシステムに登録する必要があります。接続許可された媒体も日頃は、一律利用禁止に設定しており、利用する時のみ、所属長による「持ち出し許可申請書」等のやり取りや管理者によるシステムでの許可作業を経て、一時的に利用が可能となります（最大1時間だけ開放する運用）。また、本市においては多くのシステムを仮想サーバー上で運用しており、構造上もサーバーからの外部媒体でのデータ持ち出しは容易にはできないほか、サーバー室の入退室制限や記録、監視カメラでの常時監視など、2重3重のセキュリティ対策を講じています。これらの取扱いを「情報セキュリティポリシー」や「各システムの実施手順書」等において申請書などの様式も含め細かく規定しており、ルールに基づき適切に運用を行っています。

（意見・要望）

ただいまのご答弁を聞き、また、事前に伺った説明も踏まえると、本市では、場合によっては業務効率下がっても、個人情報の流出防止を優先すべく、幾重にもセキュリティ対策が講じられていることが理解できました。件数や内容にかかわらず、また、故意であろうとなかろうと、ひとたび市民の個人情報を外部に流出させてしまうと、市民に心配や迷惑をかけるだけでなく、市や市職員に対する市民からの信用が失墜し、市政運営への影響は計り知れないということを、あらためて、他自治体のこととはいえ、対岸の火事ではなく、他山の石として、今回の事例を教訓にするよう全職員の意識啓発に努めて頂きたいと要望しておきます。

【男性用トイレへのサニタリーボックスの設置について】

(質問)

男性用トイレへのサニタリーボックス(汚物入れ)の設置について伺います。市長は所信表明で「誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らせる地域共生社会の実現をめざします」と述べられました。また、「SDGsの理念である誰一人取り残さないみんなが支え合うまちづくりに取り組む」とも述べられました。昨今、前立腺がんや膀胱がんの治療や加齢により大人用のおむつなどを着用されている方が増加傾向にあり、先日、大人用のおむつを使用されておられる市民の方から、外出先でトイレを使用する際、おむつを捨てる場所がないことが多く、使用済みのおむつを持ち帰ることを余儀なくされることが多いとの相談を受けました。さらに、そのことが一因となって、使用済みのおむつや尿漏れパッドを持ち歩くことの恥じらいやためらいから、外出すること自体もためらうようになってきたとのことでした。このことについて、周りの高齢者の方々にも伺うと、高齢化が進む中で、必要不可欠なことではないかのご意見を少なからず頂きました。そこで伺いますが、現在、市庁舎における男性トイレに、使用済みおむつや尿漏れパッドなどを捨てることのできるサニタリーボックスはどの程度、設置されているのか、教えてください。

<答弁>

本庁舎、別館、庄内駅前庁舎の男性用トイレの手洗い場には、ゴミ箱を設置していますが、42室ある個室にはサニタリーボックスを設置していません。

(質問)

男性トイレでのサニタリーボックスは、先程述べた治療や加齢により大人用のおむつなどを着用されている方だけでなく、男性用トイレを使用する性的少数者(LGBTQ+)の方が生理用品を処理する場合にも使用が想定されます。ちなみに、さいたま市では、市内全10区役所の男性個室トイレにサニタリーボックスを設置されていますし、兵庫県芦屋市も先月下旬に阪神間の自治体では初めてだそうです。庁舎内にある男子トイレの個室40室にサニタリーボックスを設置されました。このように徐々に、設置されたり、設置の検討をされる自治体が増えてきています。また、ヤマダホールディングスは、今月からヤマダ電機の男性トイレの個室にサニタリーボックスを順次設置するとし、年内までに全店舗での設置を目指しておられるそうです。本市としても、先程述べたようなおむつや尿漏れパッド、生理用品を使用されている方々が、安心かつ快適に男性用トイレを使用できるようになり、強いては、不安や躊躇なく外出できるようになれるために、市庁舎をはじめ市有施設の男性用トイレの個室にも女性用トイレと同様にサニタリーボックスを設置するべきではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

<答弁>

現在、市庁舎のトイレの内、多目的トイレ13室にはサニタリーボックスを設置しています。今後は、男性用トイレにサニタリーボックスを設置するスペースの確保や清掃委託業者との

調整を進め、来庁者が快適に利用していただけるよう、今後速やかに設置に向け取り組みを進めていきます。

(意見・要望)

多機能トイレにはサニタリーボックスの設置がされているようですが、多機能トイレはハンディを持つ方が使用するためのものというのが一般的かと思います。実際、多機能トイレに掲示されているピクトグラムも、車いすをはじめ、乳幼児、オストメイト、ベビーカーなどとなっています。オストメイトの方ですら、外見では健常者と区別が付きにくく、多機能トイレから出てきたところを非難や軽蔑の目で見られるなど不快な思いをされることがあると聞きます。おむつや尿漏れパッドを使用している方も、見た目ではそのことが気づかれることはなく、オストメイトの方と同様に、多機能トイレを使用されて不快な思いをされたり、使用すること自体を躊躇されたりすることは容易に想像ができると思います。

さらに、今回の補正予算案の中には、市内民間認可就学前施設における使用済み紙おむつの処理等費用に係る補助金の補正というものがあります。就学前施設においては、以前は、使用済み紙おむつを保護者が持ち帰っていましたが、その目的意義や必要性に欠けること、衛生面の課題、利用者負担の軽減などから、今日、本市では施設での処理が主流となってきています。自らのものとはいえ、使用済みのおむつや尿漏れパッド、生理用品を持ち歩かなければならない精神的苦痛や物理的負担などを考えると、少しでも早く、まずは市庁舎からでも男性用トイレの個室にもサニタリーボックスを設置し、おむつや尿漏れパッド、生理用品等を使用される方が、安心かつ快適に男性用トイレを使用できるようにして頂きたいと強く要望しておきます。

【スタートアップについて】

(質問)

「魅力と活力あふれるまち とよなか」において、地域経済の再生・好循環や市内産業の活性化に言及されておられ、基本政策の中にもスタートアップ企業等への支援が項目出されています。本市では早くから起業・創業支援に取り組み、とよなか起業チャレンジセンターはとよなかインキュベーションセンターとして設置されて以来、民間によって運営されていますが、公募に際し競争性が働いておらず、およそ20年間、毎年同じ事業者に委託されており、公募条件に課題があるのではないかと予算委員会等で指摘してきました。

現在は施設の老朽化により一時避難的に規模を縮小していますが、シェアードオフィスは大幅に減少しているにもかかわらず、運営委託料については変更がされていません。この20年の成果について市はどのように評価されていますか。また、運営委託料約1000万円で求めている起業チャレンジセンターの姿について、お聞かせください。

<答弁>

とよなか起業・チャレンジセンターは、平成16年の事業開始以来、蛸池駅前を拠点として起業・経営相談やセミナー・交流会の開催などに加え、シェアードオフィスやフリースペースといった事業活動拠点も提供してまいりました。この間、シェアードオフィスやフリースペースの利用会員は延べ63人にのぼり、うち93%にあたる59人が創業に至っており、運営委託者によるきめ細やかな伴走型支援が成果を挙げているものと認識しています。なお、令和3年度からは岡町駅前に拠点を移し、施設規模は縮小しましたが、必要な機能については維持・継続しています。センターの移転に伴い運営委託料の見直しを行わなかったのは、事業運営に係る人件費などは施設規模に関わらず一定必要であるとの判断によるものです。次に、運営委託料約1千万円で求めている起業・チャレンジセンターの姿についてですが、本市産業の特色である多様な中小企業や小規模事業者の集積をさらに促進し、地域を舞台とした新たなビジネスの創出や、中小企業の新たなチャレンジを支援するためには、センターの果たす役割が重要であると認識しています。センターの運営においては、すでに起業を行っている会員に加え、これから起業・創業を行おうとしている人たちへの適切できめ細やかなアドバイスや情報提供、金融機関など支援機関への接続といった、幅広い知識やネットワークと高度なスキルが必要であり、こうしたサービスを恒常的・安定的に提供できることがセンターに求められる姿であると考えています。

(質問)

次年度よりとよなか起業・チャレンジセンターを庄内駅前に移すということですが、なぜ庄内駅前を選定されたのでしょうか。おそらく庁内施設の有効活用という観点で選定されたと考えますが、起業する人にとっての訴求される魅力があるのでしょうか、市の考えをお聞かせください。また、起業チャレンジセンターについては、市内における起業はもちろんですが、起業した先において市内に限って仕事をするなどということは考えにくいと思います。郊外の大学のサテライトキャンパスが梅田にあるように、起業チャレンジセンターの

射程圏内を市域内におさめる必要はなく、豊能、北摂といった圏域を俯瞰した展望について市の見解をお聞かせください。

＜答弁＞

本市の「SDGs 未来都市計画」では、庄内駅がある南部地域を特に注力する先導的取組みとして位置づけており、職住近接の環境を生かし、市民・事業者それぞれが地域で支えあい課題解決を図る環境づくりや、地域課題解決につながる起業支援による地域経済の活性化などに取り組むことにしています。さらに、今年3月に策定した「豊中市新・産業振興ビジョン」では、南部地域には製造業や小売業など多くの事業所が集積していることから、その魅力を高めることや新たな技術・産業へのチャレンジを支援すること、また、義務教育学校の開校など公共施設等の再編における跡地利活用の中で、特色のある立地条件を勘案した産業利用についても検討することを明らかにしています。こうした庄内駅前を取り巻く環境は、起業・創業にチャレンジしようとする機運が醸成しやすく、起業・チャレンジセンターの立地に適しているものと考えています。

次に、起業・チャレンジセンター事業の広域化についてですが、豊能地区の市町や商工会議所などで構成する豊能地域活性化推進協議会においては、毎年ビジネスアイデアコンテストを開催し、市域を越えて広域で新たな事業の発掘・育成に取り組んでいます。また、公益財団法人大阪産業局においては、インキュベーションマネージャーなど様々な分野の専門家を配置し、「大阪イノベーションハブ」の運営を通じて、医療・介護・健康分野などで新製品や新サービスの事業化をめざす大阪府内のスタートアップ企業等への支援に取り組んでいます。こうした取組みとの連携を模索しつつ、本市における起業・創業支援についても、本市のみならず広域的なフィールドにおいて新たなビジネスにチャレンジする事業者を発掘し、育成することは重要であり、引き続き豊中商工会議所などの関係機関と連携しながら、起業・創業しやすい環境整備などに取り組んでまいります。ただ、チャレンジセンターは事業所登記も可能なシェアオフィスを有していることもあり、本市を拠点に事業展開していただくことを期待しています。

（意見・要望）

産業振興に先進的な事例としては、自治体独自で産業振興財団を持ち、プロパー職員が市内事業者と長年の信用を積み重ねて信頼関係を築いています。豊中市は事業者数で見ても府内4番目の位置にあり、もっと産業振興施策が手厚くされても良いのではないかと考えます。とりわけコナミ創業地でもあり、ローソン、ライフ、スシローの一号店が開かれた町でもあるわけですから、その時代のビジネスモデルの代表格が豊中発祥であるわけです。住宅地が多いため、教育や福祉に目が行きがちですが、しっかりと産業を育てていただくことをお願いしておきます。

【デジタル地域ポイントの導入について】

（質問）

今年度からはじまるデジタル地域ポイントは、かねてより政策提言してきましたが、庁内の関係各課がもつ独自ポイントの統合をきっかけとしています。庁内における導入の進捗状況について教えてください。また、デジタル地域ポイントは市内の産業振興に寄与する事が期待されていますが、市域を超えていくことによって大きな意味があると思いますが、そうした俯瞰した展望について市の考え方を聞きたい。

＜答弁＞

本市独自のデジタル地域ポイントについては、現在、システム開発に取り組んでおり、環境や健康、子育てといった各分野におけるポイント付与について、今後、庁内関係課との協議・調整を図りながら、実際の運用に向けて具体化を進めてまいります。

次に、デジタル地域ポイントの運用範囲についてですが、まずは円滑に運用を開始し、多くの市民の皆さんに市内店舗で利用していただくことを最優先に考えています。

ご質問のように、市域を超えてデジタル地域ポイントを運用することは、同一経済圏において相乗効果を発揮するものと認識していますが、運用システムの統一化や各市における予算管理など、クリアすべき課題は少なくないものと考えています。このため、本市におけるデジタル地域ポイントが市民生活に浸透し、日常の買物の場面で当たり前のように使用されることを目標とし、安定したシステム運用を図るなかで、近隣市などとの広域連携についても調査研究してまいります。

（意見・要望）

デジタル地域ポイントの先進事例はあるものの、まだまだ発展する可能性を秘めた地域振興策であると思います。民間事業者にも発行していただけるような仕組みづくりなど、豊中ならではの取り組みを期待しておきます。

【強靱なまちづくりの推進について】

(質問)

「安全、安心に暮らせるまち とよなか」についてお聞きします。市長は所信表明の中で災害への備えとして、避難やインフラの耐震化などについて言及されましたが、会派としては宅地防災や万が一被害を受けた時の対応する取り組みも大切と考えます。そこで2点お尋ねします。

1点目。大規模災害において被害を最小限に食い止めるため、宅地においては日頃からの点検が必要になってきます。しかし近年、宅地造成工事規制区域において、擁壁が崩落する事故が散見され、工事中にお亡くなりになった方もいると仄聞しています。宅地造成工事の際に市はどのような指導を事業者に対して行っているのでしょうか。また宅地造成等規制法が制定される以前からの物件については、擁壁の強度や耐久性について不安があるものの、どのような取り組みを行っているのでしょうか、お聞かせください。

2点目。もし豊中市が被災した際には、迅速な復旧復興に対する備えが必要です。大阪北部地震における罹災証明の発行件数は3200件と仄聞しているが、阪神淡路大震災における罹災証明の発行件数は10万7200件ということで、大きく桁が異なります。コロナ禍の保健所のような状況が予見され、当時を知る方からのお話でもその大変さを伺い知ることができました。4月23日の新聞報道によると、内閣府は自治体が損保会社と連携して家屋調査を実施することにより、自治体における罹災証明の発行を効率化する方向性が示されています。復興に対する備えとしてはたいへん有意義であると考えますが、市の見解をお聞かせください。

<答弁>

宅地造成等規制法の許可時に事業者に対して、工事中、土砂を区域外に流出させないよう措置を行うことや、台風や豪雨など災害に対し防災措置を行うこと、隣接地等に影響を及ぼさないよう工事を進めることなど、指導を行っております。また、高さ1m以上の擁壁設置工事を行う際は、中間検査を行い、現場確認時に安全な工事を進めるよう指導を行っております。

法の制定前に設置された擁壁も含め既存の擁壁につきましては、毎年5月の宅地防災月間に合わせ広報において、擁壁の亀裂、地盤の沈下、排水溝の詰まりなどの点検について広く啓発を行っております。

罹災証明書の発行に係る民間損害保険会社との連携については、現時点で課題となっております。対象となる災害の種類拡大、および損害保険会社各社が揃ってこのしくみに参画することが実現した場合は、自治体、罹災者双方にとって有意義な取り組みになると考えます。内閣府においては、今年度自治体と民間企業との協力事例等の調査・分析を行うとされており、本市においても実施に際しての課題を整理するとともに、引き続き他市事例などの情報収集を行ってまいります。

(質問)

市民に対しては宅地防災月間などに広報などで啓発されていますが、より標的を定めた

対象者に訴求する啓発をしていただきたいと思います。擁壁崩落は所有者責任が問われることもあり、無関心がまねく管理不全が広がると、災害時などに多数の被害を招く恐れがあります。市の啓発について考えをお聞かせください。

家屋の損傷であれば、固定資産税課の発行する罹災証明が必要となるが、震災時は火災も同時に発生することを想定すると、自治体が損保会社と連携するとは言うものの、火災と家屋損傷の複合した被害をどのように役割分担するかなどの課題もあると思いますが、市の見解についてお聞かせください。

<答弁>

市といたしましては、擁壁を所有されている方が維持管理に対して認識を持っていただくことは重要だと考えております。対象を絞った啓発については、宅地造成工事規制区域など、擁壁を所有されている方に向け、ご自身でも擁壁の状況確認が行えるような方法を掲示するなどより具体的な内容について、ホームページなどを活用し、啓発を行ってまいります。

地震に伴い火災が発生した場合は、消防法に基づく火災の原因並びに損害の調査が行われます。この調査に基づき消防局において罹災証明書を発行いたしますが、他自治体では、消防による調査の資料を、住家被害認定調査にもとづく罹災証明書の発行にも活用した事例がございます。本市におきましても、火災と家屋損壊の両面の罹災証明の対象となるような事案が生じた場合には、消防局と財務部が連携し対応してまいります。

(意見・要望)

災害時を想定した万全の備えをしていただき、被災しても素早く復旧できる強靱なまちづくりを目指していただきたいと思います。

【新型コロナウイルス感染症対策のあり方について】

(質問)

新型コロナウイルス感染症対策のあり方について伺います。市長は所信表明で、「2期目の取り組みを進めるにあたって、3つの優先課題に取り組む」、そしてその一つが、「コロナを乗り越え、元気いっぱいの豊中を創っていく取り組みである」と述べられました。また、「今後の感染状況を見極めながら、これまで強化してきた保健所体制により、感染拡大防止対策に取り組んでいく」と述べられました。新型コロナウイルスは変異を繰り返し、感染が拡大したり、少し収まったりを繰り返してきましたが、完全終息には至っていません。とはいえ、様々なデータから、コロナの実態解明が進み、コロナとの向き合い方も変わってきた、というより、状況やデータに基づいて変えるべきものは変えていかなければならない時がきたと言えると思います。たとえば、マスクの着用について、以前は、可能な限りマスクは着用することが推奨されていましたが、最近、熱中症防止の観点が強いはいえ、国はマスクが必要ない場面で、マスクを外すことを推奨しています。市長も様々な場で、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを呼びかけておられますが、市として、市民にマスクが必要でない場面を分かりやすく明示したり、市長をはじめ、職員自らが率先して屋外を中心に、マスクの着用が不要とされる場所や場面でのマスクの非着用を実践し、市民の熱中症リスクの抑制啓発に取り組んではどうかと考えますが、見解をお聞かせください。同様に、学校現場や就学前施設等で、子どもたちにマスクを外すことを呼び掛ける教職員や保育士、幼稚園教諭の方々がマスクをしていることが多く、説得力に感じるように感じています。そこで、子どもたちにマスクを外すことを呼び掛ける側の方々にも、同じ場面や状況においては、マスクを外すことを市や教育委員会が推奨してはと考えますが、見解をお聞かせください。さらに、熱中症リスクがあるから、屋外等でのマスクの非着用を推奨されているのか、熱中症リスクに関係なく、医学的、感染症学的に、屋外等でのマスクの着用は不要ということなのか、市の見解をお聞かせください。

<答弁>

屋外における職員のマスク着用については、業務の内容によっては、マスクを着用することで、特にこの時期は熱中症のリスクが高まることから、人との距離が確保できる場合や、会話を行わない場合などにはマスクを外すなど、状況に応じた対応が必要だと認識しております。ただし、感染者数が急増している現状をふまえ、基礎的な感染対策として、対面時には、マスク着用の対応をしていきます。

教育委員会としましては、熱中症対策を優先する必要があることから、登下校時や体育の授業等熱中症のリスクが高い場面においては、児童生徒に対してマスクを外すよう指導する旨を各校に通知しております。一方で、子どもたちの学習機会の確保と併せて健康や安全を確保する観点からも、基本的な感染防止対策として、マスクの適切な着用をお願いしているところです。なお、教職員は発声の機会が多く飛沫が飛ぶリスクが高いことから、マスクを外しての指導は難しい側面があると考えております。

マスクの着用は基本的な感染防止対策として重要ですが、屋外では、人との距離が2m以上確保できる場合や距離が確保できなくても、会話をほとんど行わない場合は、屋外では

マスクの着用は必要ないと考えています。また、夏場においては、熱中症の観点から、屋外でマスクの必要のない場面ではマスクを外すことを推奨しています。感染防止対策もふまえ、状況を見ながらメリハリのあるマスクの着脱が必要と考えています。

(質問)

今年度に入り、コロナの感染状況を踏まえつつ、かつ、コロナ感染対策は講じつつではありますが、ここ2年間、中止やオンライン開催等を余儀なくされた様々な行事やイベントがリアルで開催されるようになってきました。学校では行事やクラブ活動、宿泊を伴う旅行も実施されるなど、大変、喜ばしく思っています。一方で、未だに、コロナ前に戻らない風景がいくつかあります。例えば、小中学校における給食時の様子です。クラス全員が一方向を向いて、黙って給食を食べています。黙食やマスク会食といった言葉が久しく聞かれなくなり、世間では、会食を楽しむ姿が普通になってきたことを考えると、現状の給食の食べ方は続けるべきなのでしょうか。適切な食育を推進する観点、給食を美味しく、楽しく味わう観点から、さらに、就学前施設では、子どもたちは集団で向き合って給食を食べていることから、小中学校における給食時の黙食の緩和や見直しを考えるべきではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

さらに、コロナ前は、昼食後の歯磨き指導があり、毎日、子どもたちは学校に歯ブラシとコップを持参していましたが、コロナ後は、一切、歯磨き指導は行われていません。学校で子どもたちが歯磨きをすることは、コロナの感染リスクを高めるのでしょうか。健康教育、口腔指導の一環として、さらに正しい生活習慣の定着を目的として、希望する児童・生徒の給食後の歯みがきは再開しても良いのではないかと思います。保健所及び教育委員会の見解をお聞かせください。

<答弁>

新型コロナウイルス感染症においては、飛沫を防ぐことで感染リスクを下げるとされており、学校生活においてマスクの着用の緩和を進めていく上で、場面ごとの感染リスクに応じた対応をしていく必要があります。食事中は、唾液分泌が活発になり、飛沫が飛ぶリスクの高い場面であることから、現時点では給食時における黙食は、感染防止のためにやむを得ない措置であると考えております。昼食後の歯磨きの実施につきましては、各校の判断に委ねられているところですが、歯磨き時にも唾液の飛沫が飛ぶことから、一定の感染リスクがあるものと認識しています。そのため、積極的に歯磨きを再開するような学校への指導は現在のところ考えていません。

新型コロナウイルス感染症においては、飛沫を防ぐことで感染リスクを下げるとされており、学校生活においてマスク着用の緩和を進めていく上で、場面ごとの感染リスクに応じた対応をしていく必要があります。

歯みがきについて正しい生活習慣の定着の大切さについてですが、歯や口の健康づくりは毎日の生活習慣が基本です。乳幼児からの歯みがきの習慣を身につけることは、むし歯や歯周病の予防につながります。

希望する児童や生徒の給食後の歯みがきの再開についてですが、新型コロナウイルス感染症の診断には唾液の中にウイルスがいることから唾液による検査結果を用います。また、感染予防として陽性者の唾液に他の人が接触したり、飛沫を吸い込んだりしないように注意する必要があります。歯磨き時は口を開けて歯をブラシでこする動きによって周囲に唾液の飛沫が飛び散ります。したがって、歯磨きをする際には歯磨きの場所の換気、洗面所でのソーシャルディスタンスなど3密を避ける、実施後の消毒などの感染予防対策が必要です。歯磨きを再開するためには、学校の洗口場の実態などに応じて感染予防対策が重要であると考えます。

(意見・要望)

まずマスクの着用についてですが、子どもたちにとって、新型コロナウイルスの感染対策は必要なことだと思いますが、命にかかわるリスクという点では、熱中症対策の方が重要性は高く、市としても優先する必要があると答弁されました。そうであれば、熱中症のリスクが高い場面や、健康医療部がご答弁されたようなマスクの着用が必要ないと考えられるケースにおいては、児童生徒が躊躇なくマスクを外せるように、マスクが必要ない場面やケースを広く市民に分かりやすく明示し、あらためて、周知、啓発に努めて頂きたいと要望しておきます。また、市長は様々な場で、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを呼びかけておられますが、ぜひ、市長自らが率先して、マスクの着用が不要とされる場面やケースではマスクの非着用を実践するとともに、市職員の方々にも実践することを促して頂き、市民の熱中症リスクの抑制啓発に取り組んで頂きたいと要望しておきます。

学校給食時の全員が一方向を向いての黙食についてですが、いつまで今のスタイルで子どもたちに給食を食べさせるおつもりなのでしょう。感染リスクに応じた対応の必要性は理解しますが、今の全員が一方向を向いて黙って食事するとスタイルは、一人で食べる、バラバラで食べる、黙って食べるといった、コロナ前の食育でこういう食べ方は避けましよう指導してきたこと、まさにそのものではないのでしょうか。そのことに何の懸念や問題意識も抱かれないのでしょうか。給食もれっきとした学校教育の一環のはずです。是非とも、適切な食育を推進する観点、給食を少しでも美味しく、楽しく味わう観点から、どうすれば、少しでも以前のような給食の時間に近い形で、子どもたちが給食を食べることができるか、教育委員会や学校現場が知恵や工夫を出し合って、給食時の黙食の緩和や見直しを前向きに考えて頂きたいと強く要望しておきます。

同様に、給食後の歯磨き指導については、各校の判断に委ねられているとのことでしたが、現在、歯磨き指導を行っている学校は無いようです。健康医療部長のご答弁から、歯や口の健康づくりは毎日の生活習慣が基本であり、歯みがきの習慣を身につけることは、むし歯や歯周病の予防につながるのとこと、歯や口の健康維持や正しい生活習慣の定着を目的とした給食後の歯磨き指導は、非常に意義があり、重要なことだと思いますので、感染予防対策は必要とのことですが、せめて希望する児童、生徒の給食後の歯磨きは再開できるよう、教育委員会や学校現場の創意工夫、鋭意努力して、以前のような給食や給食後の歯磨きの風景を取り戻して頂きたいと強く要望しておきます。

【コロナ検査体制と関係機関との連携について】

(質問)

所信表明のなかで、「国の動きに先んじて、新型コロナの教訓を踏まえ、医師会をはじめとする関係機関との連携による感染症発生から終結までの支援体制を強化します」と述べられました。そのことから、現状のコロナにおける検査体制と関係機関との連携の課題が改善されているかどうかお尋ねします。PCR 検査場を巡る市民の声が先日もたらされました。連休前の金曜日に子どもが体調を崩したため、空港の PCR 検査場で検査を受けたところ、陽性反応の結果を受け、発熱外来を受診すべく電話をしましたが、どこも連休中のために受診できず、保健所に電話をしたそうです。保健所からは発熱外来を探して受診するよう促されただけでした。その日の受診を諦めて、自宅で療養することにしましたが、子どもは翌朝に40℃を超える発熱に水も喉を通らない状況で、大阪府のコールセンターへ電話をしたところ、すぐに救急車を呼ぶよう促されて、救急車を呼びました。昨日からの経過を救急隊に説明し、救急隊が保健所に陽性患者の確認をとったところ、陽性患者の登録がされていませんでした。目の前で発熱し脱水にもなろうかという子どもと、保健所はそれでも発熱外来を受診し、改めて PCR 検査で陽性診断を受けよう主張され、救急隊は板挟みになってしまいました。子どもは救急隊の判断で受け入れ先を探していただき、事なきを得たとのことでありました。なぜこのようなことが起こるのでしょうか。連休で医療機関が休んでいたことも一つの原因ですが、間もなくお盆休みとなり、長期休業する医療機関が増えることをふまえ、保健所としてできることはないのでしょうか。

<答弁>

コロナ陽性者には二つのパターンがある。一つは、発生届が出ているパターン。もう一つは、発生届が出ていないパターン。発生届が出ない場合というのは、ご自宅等で自身で検査キットを使用して検査をした場合や、検査センターで検査をして、発生届を書いていただけないケースがあるため。検査センターで検査をする場合は、発生届を書いてもらえるのかどうかを確認していただく必要がある。発生届がもらえないと、保健所等での対応が受けられない。

(意見・要望)

私は同じような話を今年の3月議会での健康福祉常任委員会でも申し上げました。この空港検査センターの運営事業者は検査をするのみで連携医療機関を紹介してくれという、関東の病院なら紹介できますと返答してきました。あきれのしかありませんでした。陽性反応の結果が出て、医療機関で陽性診断、そして保健所へ発生届けが出されなければ公的には陽性者となりません。3月から取り上げてきた課題ですが、所管する国や府に働きかけて、課題解決に向けて取り組んで頂きたい。

【南部地域活性化と庄内駅前整備について】

（質問）

積年の課題を解決すべく、服部天神駅前広場整備事業や南部地域の活性化については、所信表明で述べられています。この所信表明を聞いた時に、庄内駅前東側が更地となっている現状を見ている人は、ここも広場になったらと思う人は少なくないと思います。先の議会でも指摘させていただきましたが、すでに民間事業者による開発が着手されようとしています。しかしながら、市は駅前整備をすすめるために計画もなく駅前庁舎を購入してきた経過があり、これにあわせて都市計画マスタープランには庄内駅前広場整備が明記されています。長内市長二期目にあたり、都市計画マスタープランに示しながら、地権者交渉が長期化してきた服部天神駅前とは異なり、まさに現状更地であることをふまえ、市長の見解をお聞かせください。

＜答弁＞

都市計画マスタープランにも記載のある通り、庄内駅周辺は重要な都市拠点の一つとして認識しております。しかしながら、施策の推進にあたっては、市全体の各種取り組みとのバランスや整合性などを図りながら、計画的に取り組むことが重要であり、庄内駅周辺についても、特に南部地域の活性化に向けた様々な取組を鑑みながら総合的に進めていくことが必要と考えております。

（意見・要望）

施策の推進にあたって、市全体の各種取り組みとのバランスや整合性を無視し、計画もなしに購入したのが駅前庁舎でありました。その当時は議会でも相当な批判がありましたが、結果として駐輪場となり、駅前通は整然ときれいになりました。そうした政治判断、首長の決断が未来を大きく変えると信じてやみません。南部の活性化は従来どおりの手法だけでなく、時として批判を浴びたとしても強いリーダーシップによる施策の推進が必要だと申し上げておきます。

【東西軸の強化について】

（質問）

所信表明の中で東西軸の活性化について述べられていますが、軸の拠点ターミナルになるのはやはり駅だと思います。その駅前にはバスターミナルをはじめ、駐車場、タクシー乗り場、駐輪場などの交通結節点となる他の交通手段が欠かせません。しかしながら、緑地公園駅を見た場合、タクシー乗り場がありません。これまではタクシー運転手のご厚意で、路上停車による対応がされてきましたが、近年では近隣住民からの苦情でそれが叶わなくなり、タクシーを捕まえることが大変難しくなっています。地域住民の不便さはもちろんのこと、電車からタクシーに乗り換える際には大変お困りです。緑地公園駅におけるタクシー乗り場の必要性について、市の見解を求めます。

＜答弁＞

緑地公園駅におけるタクシー乗場の必要性についてですが、千里中央駅など、多くの交通手段が集まる駅周辺の再整備事業では、バスやタクシーなど他の公共交通への乗継について検討を行いますが、緑地公園駅周辺については規模が小さいこと、周辺は余剰地が無いこと、近年ではアプリを活用した配車サービスも普及が進んでいることなどから、現時点でタクシー乗場の設置については考えておりません。ただし、豊中東西線バスの起終点でもあり、東西軸の活性化による来訪者の増加など、今後の動向に注視しながら、その必要性について検討してまいります。

（意見・要望）

たしかに配車アプリなどテクノロジーによって解決されていく面もありますが、待機するタクシーを要望されているのは、高齢者の方ですので、道路運用の面から工夫をしていただくことや、駅機能の充実という観点からタクシー乗降場所の設置を要望しておきます。

【上下水道のあり方について】

(質問)

所信表明において上下水道施設等の耐震化促進をうたわれておりますが、豊中市が人口40万人で支える地下埋設物の適切な規模、適正な能力についてお尋ねします。高度経済成長と1970年の大阪万博により本市は急速な市街化にともない、上下水道が一時期に集中して整備されました。これらの、耐震化や長寿命化は必要不可欠なことと認識しています。しかしながら、そうした地下資産をどうやって維持管理していくのかということを見つめなおしますと、本市は人口40万人まで回復しましたが、少子高齢化、節水設備の普及や消費者の意識変化により水道使用量は減少しています。そうしたなかで、維持管理していくことは根本的に利用料金を見直すことのほか、スケールメリットを出すことによって効率化していくことなどが考えられます。現在は公営企業法が全部適用されている公営企業ですが、もっと柔軟な経営ができるように市が100%出資する株式会社化することについて、市の見解をお尋ねします。

豊中市の3分の2の下水処理を行なっている猪名川流域下水道事務所は兵庫県と大阪府にまたがる処理区域を有し、府県及び関連市町から豊中市が受託しています。下水道に求められる役割は浸水対策や水質保全のほか、下水道の持つ資源・エネルギーの利活用や、循環型・低炭素社会への貢献など、様々な課題に対応する必要があります。これらの課題に柔軟に対応でき、将来的には他都市の下水処理業務を請け負うことができるような組織を構築するため、猪名川流域下水道事務所の受託について、豊中市が100%出資する株式会社を設置してはどうか、市の見解をお聞かせください。

<答弁>

上下水道事業につきましては、お客さまにとって欠かすことのできない水を守り続けていくために、上下水道施設の耐震化、老朽化した施設の更新や浸水対策など計画的に取り組み、公設公営による経営を基本姿勢に、効率的な経営を進めております。人口減少や節水機器の普及による、水需要が減少する厳しい経営状況が見込まれるため、現在、水道事業につきましては、大阪府が中心となり本市も参加している府域一水道に向けた議論が進められております。ご質問にありました市が100%出資する株式会社化については、現在考えてはおりませんが、官民連携の手法など、今後とも検討を進めてまいります。

猪名川流域下水道原田処理場は、大阪府と兵庫県が事業主体であり、本市は、府県から建設業務を受託し、また、流域関連6市2町から維持管理業務を受託している立場であります。そのため、本市には運営に係る裁量権は有しておりませんが、維持管理に関しては流域関連市町で構成される協議会の事務局を担当していることから、市が100%出資する株式会社化については現在考えてはおりませんが、安定的な事業運営につながる民間資源の活用について、今後とも研究し提案してまいります。

(質問)

上水については府内一水道という大きなビジョンがあり、それを無視できないことは

理解できます。しかしながら、広域水道企業団設立当時からすると、多くの末端給水を引き受けることとなり、企業団議会では当初よりも大きくあり方が変わりつつあります。大阪市が参加していないことも踏まえ、他府県の状況を見ると、宮城県ではコンセッション方式による民間運営がスタートするそうです。広域水道のあり方が国内で様々異なるようになり、いつか一旦立ち止まる日が来るかもしれません。またそうした場合のリスクヘッジを考えて今回の提案をしていますが、万が一を想定していなければ市民に対する責任が果たせないと考えますが、市のこれにかかるリスクヘッジについて教えてください。

下水については、水道のような広域のビジョンはなく、むしろ府県をまたぐ日本唯一の流域下水であり、国によって流域下水の事業主体が府県に移行されるよりも前、半世紀以上も前から豊中市が単独で実施してきたことは、先人の先見の明があったことは言うまでもありません。その下水道の業界に民間委託の風が吹くのはまだ先の話でしょう。そこで、後世において先見の明があったと評価されるようなものにしていかなければいけません。そういう視点に立てば、下水道のノウハウをしっかりと継承できるように市が100%出資の株式会社を設置してプロパー社員を採用して育成し、豊中市のみならず、周辺市の下水道事業を受託できるような仕組みをつくっていくことこそ、流域を受託未来に対する責任と考えます。上水が府域一水道というビジョンを示しているなかで、未来に対する責任をどのように果たしていこうとされているのか、お聞かせください。

<答弁>

府域一水道は、持続可能な水道事業経営にとって有効であると考えておりますが、大阪市等の動向の見極めや統合団体の運営状況など本市にとってのメリット、デメリットを明らかにしながら、今後も府域一水道に向けた検討と合わせて、官民連携手法等の様々な可能性を排除せず検討を進めていきたいと考えております。次に、原田処理場につきましては、大阪府・兵庫県、関係市町から信頼される下水処理場をめざすため、長年にわたり培った技術力や経験の継承・向上を図ってまいりました。さらに、施設の整備に合わせた事務の見直しなどを通じ、ストックマネジメントの精度の向上に取り組み、市民生活の利便性や快適性の向上に寄与してきたところです。今後においても先人達が築いた下水道の大切な資産を次世代へつなぎ、持続可能な事業運営を可能とする人材育成や技術継承と合わせ、民間資源の活用等に取り組むつつ組織基盤の強化に努めることにより未来への責任を果たしてまいります。

(意見・要望)

未来に対する責任について、決意を述べていただきましたが、やはりここは管理者がお答えいただきたかったと思います。決意は感じましたが、なるべく早い段階でその具体策を示していただきたいと思います。未来に向けてなんの挑戦もなければ衰退するだけであることを申し上げて、また別の機会に議論させていただこうと思います。

【コロナ下の生活スタイルの変化が子どもたちの健康面、 体力面にもたらす影響について】

(質問)

市長は所信表明の中で、「新型コロナを起因とする運動不足やこころの不調、筋力や認知機能の低下などに対応した健康面への支援にも力を入れていく」と述べられました。そこで、コロナ下の生活スタイルの変化が子どもたちの健康面、体力面にもたらす影響について伺います。文部科学省の調査で、小学6年生の約2割が裸眼視力0.3未満で、視力の低下割合は学年が上がるほど増加し、中学3年生では男子で25%、女子で35%が視力0.3未満だったとのこと。本市の子どもたちの視力の状況は、どうなのか、直近の状況とここ数年の傾向を教えてください。また、視力の低下とコロナ下での生活スタイルの変化(デジタル端末の使用増)との因果関係はあるのか、さらに、今後、子どもたちがデジタル端末を使用する頻度や機会は増えることがあっても減ることは考えにくいですが、そのことによる健康面、体力面に及ぼす影響について、教育委員会はどのように考えておられるか、あわせて見解をお聞かせください。

<答弁>

全体に占める裸眼視力0.3未満の割合を見ますと、令和3年度は小学6年生、中学3年生でそれぞれ8%であり、学年が上がるにつれてその割合が増加する傾向にあります。

過去5年間の推移では、令和2年度の小学校7%、中学校10.5%をピークに令和3年度で小学校5%、中学校7.9%と下がっています。現時点で、文部科学省では、児童生徒の近視の状況については、「多様な要因が存在している」とみており、今後調査を進める方針が示されています。健康面や体力面にデジタル端末の使用が及ぼす影響については、例えば、深夜まで長時間に及ぶスマートフォンやゲームの使用は、睡眠不足や生活リズムの乱れなど様々な面で悪影響があるものと考えており、学校においてもその旨を子どもたちに指導するとともに、保護者に対しても協力を呼び掛けているところです。

(質問)

コロナ下での生活スタイルの変化が視力以外にも、歯や耳の健康、体力及び精神力など心身の健康に何らかの悪影響を及ぼしている可能性はないのでしょうか。状況を把握しておられないのであれば、実態調査をすべきではないかと考えますが、あわせて、見解をお聞かせください。

<答弁>

学校においては、毎年、児童生徒の健康診断を実施し、健康状態の把握をしており、あらためて実態調査を行うことは考えていません。先程、答弁しましたように、深夜まで長時間にわたるデジタル媒体の使用は、子どもの心身に悪影響があることから、毎年の健康診断結果をはじめ、学級担任や養護教諭が、日々の子どもの様子を確認するとともに、保護者懇談などを通してその生活状況・健康状態を把握する中で、適切な保健指導に

つなげていきたいと考えています。

(意見・要望)

社会や生活におけるデジタル化が急速に進む中で、今後も子どもたちがデジタル端末を使用する頻度や機会が増えることは間違いないと思います。デジタル端末の良い点は一定理解しますし、メリットは最大限、享受できるようにして頂きたいと思いますが、同時に、デメリット、悪影響については、最小限にとどめて頂きたいですし、できれば極力なくして頂きたいと思います。毎年行われている児童生徒の健康診断では、どこまでデジタル機器の使用が生活状況や健康状態に影響を及ぼしているかを明らかにできるかわかりませんが、児童生徒全体としても個人としても経年変化を追跡するとともに、個々の数値を分析するなどして、デジタル端末の健康や生活への影響度の分析等に努めて頂きたいと要望しておきます。また、先程の答弁で、「深夜まで長時間に及ぶスマートフォンやゲームの使用は、睡眠不足や生活リズムの乱れなど様々な面で悪影響があると考えており、学校においてもその旨を子どもたちに指導するとともに、保護者に対しても協力を呼び掛けている」とのことでしたが、自由に使えるタブレット端末が小中学生には一人一台ずつ与えられている状況、保護者や大人が24時間、子どもたちのタブレット端末の使用状況や使用用途を把握できない状況において、いくら子どもたちにデジタル端末の悪影響について指導しても、ましてや保護者に協力を呼び掛けたとしても、使用抑制や使用制限にはあまりつながらないと思いますので、より効果的、現実的な使用抑制策や使用制限策を調査、研究して頂き、講じて頂きたいと要望しておきます。

【部活動の地域移行・外部化について】

（質問）

所信表明で、「中学校の部活動において、専門的技術を有する部活動指導員を配置することを表明されていますが、このことに関わってお伺いたします。本年の6月6日、運動部活動の地域移行に関する検討会議から提言がスポーツ庁長官に出されました。近年の少子化によるクラブ選択肢の減少や、顧問教員の長時間労働、未経験者の顧問就任など、中学校の運動部活動を取り巻く環境は改革待ったなしであります。

今回の提言で中学校運動部活動の地域移行が提言されましたが、内容としては地域の実情に合わせてという言葉が踊っており、この内容を見ても豊中市においてどのような将来像を想像すればよいのか全く見当が付きません。

今回の所信表明で市長が言及された部活動指導員の配置では、教員の負担軽減には一定の効果があると思いますが、そもそも生徒数の減少によりクラブの選択肢が減少していることに対する回答ではないと思います。豊中市としても、中長期的には部活動の地域移行を目指し、どの学校に所属していても望む競技に親しめる環境を整えることが大切だと考えますが見解をお聞かせください。

＜答弁＞

運動部活動に関しましては、本市も含めて全国的な課題として、種目の指導経験のない者が顧問をつとめている実態や、生徒数の減少により活動の縮小や休止に至る部活動があるなど、部活動の持続可能性という面で厳しさを増しているものと認識しております。こうしたなか、将来にわたり子どもたちがスポーツ等に継続して親しむことができる環境を整えていくためには、部活動の地域移行は有効な手法の一つであり、中長期的には移行していくことが望ましいと考えていますが、地域においてその担い手を継続的に確保することの難しさや、費用負担のあり方など課題も多いものと認識しています。今後におきましては、スポーツ庁が改訂予定の運動部活動ガイドライン等を踏まえ、本市スポーツ関連部局と連携・協力しながら検討してまいります。また、部活動指導員につきましては、競技経験にもとづく指導の充実、生徒のスポーツに親しむ機会の確保など、部活動の存続に寄与することから、引き続き、その計画的な配置を進めてまいりたいと考えております。

（意見・要望）

地域移行の形態も今一つはっきりしませんが、私の中では競技ごとの実態に合わせた地域移行が望ましいのではないかと思います。競技人口が多い種目であれば中学校区ごと、そうでない種目についてはひょっとすると市内で一つの組織ということもあるかもしれません。でもそのほうが、やりたい競技に参加できることになります。もちろんその場合には、平日の活動の在り方が課題になると思われます。いずれにせよ、地域移行の進み方にかかわらず、外部指導員の確保は必要なことと認識いたします。今後はぜひ、選択肢の拡大に重点を置いた取り組みをお願いしておきます。

【プレミアム付家計応援券について】

(質問)

当初予算分と6月補正分、そして今回の7月補正分とでプレミアム付き家計応援券の全体像が出揃ったと言えるかと思いますが、全体を通してどういう考えのもと、紙とデジタルの購入対象者の棲み分けを考えられたかお聞かせください。

<答弁>

デジタルと紙を合わせた今回の家計応援券は、もちろん市内消費喚起による地域経済の活性化への寄与も意図するところですが、やはり主にはエネルギーや食料品などを中心に、このところ急激に進む物価上昇に対し、市民の家計を応援するために発行するものです。その中でも、紙商品券は、生活費を年金と貯蓄に依存しがちで、物価上昇の影響を特に受けやすい高齢者世帯と、食費や教育費など子どもの養育に出費がかさむ子育て世帯の支援を目的としています。これらの世帯では、高齢者世帯はスマホの所有率が他の世代に比べ低いことと、また子育て世帯に関しても、スマホ単位での購入となるデジタル商品券と異なり、小さい子どもさんの分も含め、家族の人数に合わせて購入できることから、紙商品券を選択したものです。一方で、物価上昇の影響は高齢者世帯や子育て世帯に限らず、広く市民生活に及ぶものであることから、紙商品券の発行に合わせ、デジタル商品券の高プレミアム化と増額も図ることにより、広く市民の皆さまの家計負担の軽減にも寄与することを目的とするものです。

【新型コロナウイルスワクチン接種事業について】

(質問)

福祉サービスを利用する高齢者や障害者の4回目接種を促進するためとのことで、昨年度からの事業の継続ということですが対象の高齢者や障害者の接種希望者はこの仕組みですべて接種できる見込みなのかどうか、課題はないのか市で把握されていれば教えて下さい。

<答弁>

新型コロナウイルスワクチン接種支援協力金支給事業は、ご自分では接種手続きが困難な高齢者や障害者に対して、同行支援などを行った介護保険や障害福祉サービス事業所へ協力金を支給し、一人でも多くの方が円滑に接種できるよう支援する制度です。課題として、接種を希望する人の医療機関等の予約ができるかどうかがありました。この課題については、豊中ワクチンダイヤルでの予約代行や電子申込システムからの接種取扱医療機関の予約により、対応できております。

この事業は、令和3年度に予約支援で約700件、同行支援で約900件の実績があり、ワクチン接種の促進に効果があったと考えます。

令和3年の事業開始前には介護事業所等へヒアリングを行い、事業開始後も事業所からの意見を反映しながら、その内容に対応した事業運営を行ってきました。

今後、令和4年度末に、これまで申し込みのあった事業所を対象にアンケートを行う予定で効果を検証します。

【定期の予防接種（A類疾病）について】

（質問）

市議案第60号令和4年度豊中市一般会計補正予算第7号のうち、子どものインフルエンザ予防接種費用の一部助成について伺います。これによっておおよそ1回あたりいくら程度で接種できることになるのでしょうか。平均的な金額で結構ですので教えて下さい。昨年度は高齢者向けに無償化となる助成事業がありましたが、今回の子供向けで無償化としなかった理由をお聞かせください。

これまでも何度も伺ってきましたが、新型コロナウイルスが流行り始めて以降、季節性インフルエンザはほとんど感染者が出ていないと思います。あらためて、ここ2年のインフルエンザの感染者数、さらに、今回の事業対象者となる年齢層の感染者数や重症者数について、詳細を教えてください。加えて、今回の事業対象者となる年齢層のここ2年のインフルエンザ予防接種の接種率を教えてください。また、ここ2年の季節性インフルエンザの感染者数が少なかったのは、インフルエンザの予防接種の効果と考えられるのか、もしくは、そもそもインフルエンザの流行がなかったと考えられるのか、市の見解をお聞かせください。さらに、今年は今回、事業対象者となる年齢層に、インフルエンザの流行が懸念される何らかの兆候があるのか、あれば、教えてください。

＜答弁＞

助成金2500円を差し引いた場合、1回あたり1000円～1500円程度で接種できる見込みです。65歳以上の市民を対象とする法定の高齢者のインフルエンザ予防接種とは異なり、子どものインフルエンザ予防接種は任意の予防接種にあたるため一部助成としています。

インフルエンザの発生状況は、事前に定める13の医療機関から毎週報告を受けることにより把握しています。本市における発生状況ですが、昨年度は1月の1週間だけ1医療機関当たりの発生数が0.08人でしたが、それ以外は0人、一昨年度は11月の1週間だけ0.08人でしたが、それ以外は0人でした。任意の予防接種のため、接種率の把握はありません。

一昨年度、昨年度、インフルエンザの発生はほぼありませんでしたが、このコロナ禍でマスク着用や手洗いが常態化したことが一因と考えられますが、予防接種の効果がどの程度あったかについては不明です。2年間インフルエンザの流行がなかったことから、抗体が下がっていることが懸念されます。コロナ禍が長期化していることや、ワクチン接種が進み感染対策にゆりみが生じていること、海外との往来の活発化によりインフルエンザウイルスが持ち込まれることなどが予想される中、インフルエンザが流行すると特に感染者の割合が多い子どもに1人でも多く接種していただく必要があると考えています。

（質問）

ここ2年のインフルエンザの感染状況を考えると、また、今回の事業目的が家庭の経済的負担の軽減ということであれば、インフルエンザ予防接種に係る費用を一部助成するよりも、5000円を今回の事業対象者に現金給付し、各家庭のニーズに合わせた活用に委ねた

方が、家庭の経済的負担の軽減になるのではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

<答弁>

本件助成金は、多くの方にインフルエンザの予防接種を受けてもらい、子どものインフルエンザの発症、重症化を予防することが主な目的になります。インフルエンザワクチンの接種により60%が発病を防ぐことができ、その結果、小児で最も重い合併症で死亡率も高い「インフルエンザ脳症」を含む重症化のリスクを減じる可能性があります。

【「子育て・子育て支援行動計画」の推進について】

(質問)

いわゆる子育て応援クーポンについてであります。支給対象が昨年行われたとよなかつ子応援特別給付金の支給対象より後に出生した児童ということで考えるなら、今回なぜ現金給付ではなくカタログギフトにされたのか理由をお聞かせください。

<答弁>

本事業の目的は、子育てのための商品やサービスの提供により、市として子育て応援のメッセージとともに、乳幼児期からの子育ての喜び・楽しさを発信し、子育ての不安・負担の軽減を図ることです。

そのため、現金ではなくカタログギフトにすることで、それぞれのニーズに合った商品・サービスを選んでもらえるということだけでなく、カタログに前向きな子育て情報とあわせ、相談窓口や行政サービス情報を紹介する内容も掲載し、産後間もない保護者等を必要な支援につなぐためのツールとして活用していくものでございます。

【給食食材費の高騰への対応について】

(質問)

市議案第60号令和4年度豊中市一般会計補正予算第7号のうち、小学校給食費について伺います。これは、給食食材費の高騰への対応として、約1億2000万円の補正予算を組むものです。具体的に、どのような給食食材の費用がどのくらい高騰しているのか、例示して教えてください。また、今後の食材費はどのように推移していくと見込んでおられるのか、教えてください。さらに、今後、更に食材費が高騰し続けたとしても、基本的には、給食費は値上げせず、一般財源で補填し続けるおつもりなのか、見解をお聞かせください。

<答弁>

給食費が高騰している主な食材につきましては、本年4月分を前年同月と比較しますと上昇率が、たまねぎ、及び食用油が72%、小麦9%、砂糖が6%、しょうゆが4%等となっております。今後の食材費の推移につきましては、総務省による消費者物価指数が、上昇傾向にあることから、11%、1食あたり約27円を見込んでいます。

学校給食の提供にかかる経費負担のうち食材費については、学校給食法に基づき保護者に学校給食費として負担していただくのが原則ではありますが、急激な物価上昇に伴う市民の経済的負担が社会的な課題となっている現状において、さらなる食材費の高騰があったとしてもその負担を学校給食費に転嫁することは考えていません。

(質問)

2学期からは、中学校でも全員給食が開始される予定です。小中学校での全員給食が実現すれば、次に想定されるのが、給食の無償化の要望や議論、検討かと思えます。給食食材費の高騰もあり、学校給食事業に要する予算額は今後も増大する可能性があります。市として、学校給食の無償化については、どのように考えておられるのか、見解をお聞かせください。また、この夏季休業から、全ての放課後子どもクラブにおいて昼食の事前注文が可能となりますが、放課後子どもクラブの昼食については、当初予算編成時と比べて、食材費高騰の影響は出ていないのでしょうか。もし、今後、食材費高騰に対応する必要がある場合、こちらも一般財源で補填をされるのか、もしくは1食あたりのお弁当代を値上げされるのか、どのように考えておられるのか、見解をお聞かせください。

<答弁>

経済的に厳しいご家庭に対しては、就学援助制度により学校給食費を公費で負担するしくみがあることから、小・中学校の全員給食実施後においても、学校給食を無償化することは考えていません。また、今回の補正予算は、就学援助制度の対象になっていない世帯の給食食材費の高騰にかかる負担を市が担うものであり、今後においても適時そうした判断を行うことで、保護者負担の軽減を図ってまいります。

放課後子どもクラブの昼食提供については、市の歳出はなく、民間事業者が開設するネットショップのランチメニューから、直接、保護者に注文・決済頂く仕組みとしているところです。

今年度の料金は、配送料等を含め一食あたり450円の設定としており、食材費高騰による保護者負担に影響を及ぼすことはなく、保護者の皆さまにも安心してご利用いただけるものと考えております。

【市長等の退職手当の特例に関する条例の設定について】

(質問)

市長にお伺いいたします。市長は2期目選挙前にあたる3月議会で退職手当の5割をカットすると述べられました。1期目は全額受け取られましたが、2期目の退職手当を5割カットされた理由はこういった状況変化があって削減されることにされたのでしょうか、理由をお聞かせください。

<答弁>

退職手当を減額することについては、政策・市民サービスがどうあるべきか、そうした本質的なところに集中し、市民の皆様に寄り添いながら私の公約を着実に実現するため、2期目の立候補にあたり、私の身を切るスタンスとして、政治判断として5割減額することとしたものです。

(質問)

削減されない場合、市長の退職金は1期4年間で2500万円近く支給されることとなります。多すぎると判断されたから今回の減額に踏み切られたと理解しています。退職金が4年間で約2500万円というのは市民感覚からすれば理解しがたい多額な金額だと思いますが、市長の考えをお聞かせください。

<答弁>

私は、退職手当を含めた報酬総額については、中核市・豊中市の市長としての職責に見合った、また、有為な人材を確保することができる水準であるべきと従来から申し上げている。首長の報酬は低ければ低いほど良いとは決していないと思っている。市長の報酬については、特別職報酬等審議会において、職務、職責を鑑みつつ、類似都市や国の特別職、あるいは民間の役員の報酬水準との比較など、総合的に検証を行っていただき、妥当性は示されていると考えている。

(質問)

市長の手当は報酬全体で考えると、退職手当のほか、給料、期末手当、地域手当が支給されています。このうち、市長の地域手当は月に12万4200円、年間149万400円になります。豊中市の特別職報酬等審議会での答申に沿った金額とされ、他市でも地域手当は支給されているとのことですが、地域手当はそもそも職員のために設けられた手当であり、特別職に該当するものなののでしょうか。市議会議員には地域手当が存在しないように、市長はじめ、特別職については地域手当の考え方を考えるべきではないかと思いますが市長の考えをお聞かせください。

<答弁>

地域手当は、各地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域の物価等を考慮して支給されるものであり、地方自治法の規定により、市長等の特別職に対しても支給することができるものです。このため、国の特別職や他自治体の特別職における支給状況、特別職報酬等審議会での答申等をふまえ、法及び条例に基づき特別職に対して地域手当を支給しております。なお、市議会議員については、地方自治法の規定上、地域手当を支給することはできないものとなっています。

【豊中市立幼保連携型認定こども園条例の 一部を改正する条例の設定について】

(質問)

本町休日保育を廃止し、市内2か所で実施を想定しているとのことですが、保育ニーズの高まりや市民の利便性の向上を考えると、本町を中部域の休日保育として存続させるという考えはなかったのか、本町を廃止にする理由をお聞かせください。

<答弁>

休日保育につきましては、公共交通機関の駅からも近い医療保健センター及び庄内駅前庁舎を実施場所とし、市内2か所ですでに民間委託により実施している一時保育事業と併せて休日保育を行うことで、市域の保育ニーズや利便性の向上に加え、業務の効率化が図れるものと考えております。また、本町休日保育における1回当たりの平均利用者数が10人程度であるため、新たに市内2カ所で休日保育を実施することで、市域の利用ニーズを充足するものとの考えから、本町休日保育の廃止を判断したものです。

この後委員会に付託されますので必要なものについてはさらに委員会にて質問を重ねたいと思います。以上で無所属・議会改革の質問を終わります。